

議第5号

中東情勢の影響を受ける生活者及び事業者への支援を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月16日

茨城県議会議長 館 静 馬 殿

提出者	茨城県議会議員	海 野	透
	同	葉 梨	衛
	同	白 田	信 夫
	同	飯 塚	秋 男
	同	細 谷	典 幸
	同	小 川	一 成
	同	田 山	東 湖
	同	常 井	洋 治
	同	川 津	隆
	同	伊 沢	勝 徳
	同	石 井	邦 一
	同	高 崎	進

## 中東情勢の影響を受ける生活者及び事業者への支援を求める意見書

現下の中東情勢に端を発した原油価格の高騰やエネルギー供給の影響が懸念されるところ、国においては、石油備蓄の放出やガソリンなどへの補助金による安定供給、ホルムズ海峡を經由しないルートや新たな調達先による代替調達に努め、すでに年を越えて供給できる見通しが立っていると公表されている。

しかし、中東情勢は依然として不透明であり、県内企業の活動や県民生活の先行きに関する不安の声が多く寄せられている。

これらの不安を解消するため、本県経済への影響緩和を図り、県民の命と暮らしを守るための支援を行うことが喫緊の課題であり、必要かつ十分な対策を行うことが求められている。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 緊迫した現下の中東情勢を踏まえ、関係各国及び国際社会と緊密に連携を図り、平和と安定に向けた外交努力を一層進めること。
- 2 地方への財政措置などにより、エネルギー価格等の影響を受けた生活者や事業者に対する地域の実情に合った効果的な物価高対策や、物資供給対策を講じること。
- 3 中小事業者の資金繰りに支障を来すことのないよう、資金繰り支援を拡充すること。
- 4 中東情勢が日本経済に与える影響について、国民及び事業者に対し、迅速かつ丁寧な情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

茨城県議会議長 舘 静 馬

(提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣

議第6号

皇室の伝統を踏まえた安定的な皇位継承を確保するための法整備の  
早期実現を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により  
提出します。

令和8年6月16日

茨城県議会議長 館 静 馬 殿

提出者	茨城県議会議員	海 野	透
	同	葉 梨	衛
	同	白 田	信 夫
	同	飯 塚	秋 男
	同	細 谷	典 幸
	同	小 川	一 成
	同	田 山	東 湖
	同	常 井	洋 治
	同	川 津	隆
	同	伊 沢	勝 徳
	同	石 井	邦 一

皇室の伝統を踏まえた安定的な皇位継承を確保するための法整備の  
早期実現を求める意見書

皇室は、わが国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根ざしている。皇位が連綿として継承されてきたことは、国家の基本に関わる事柄であり、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

政府においては、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議」に基づき、有識者会議による報告書が取りまとめられ、現在、国会においても各会派間での協議が進められている。皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題であり、皇室の伝統を踏まえた、真摯な議論が求められる。

皇族数の確保のための具体的方策としては、令和8年6月10日にとりまとめられた「立法府の総意」において、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持することとする」案及び「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とする」案が了とされ、法制化することが求められたところである。

よって、当議会は、国会及び政府に対し、皇族数の減少という現実に真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による真摯かつ速やかな論議を促進し、今特別国会において皇室典範改正を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

茨城県議会議長 舘 静 馬

(提出先)  
衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官

議第7号

自衛官の処遇等の改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月16日

茨城県議会議長 館 静 馬 殿

提出者	茨城県議会議員	海 野	透
	同	葉 梨	衛
	同	白 田	信 夫
	同	飯 塚	秋 男
	同	細 谷	典 幸
	同	小 川	一 成
	同	田 山	東 湖
	同	常 井	洋 治
	同	川 津	隆
	同	伊 沢	勝 徳
	同	石 井	邦 一
	同	石 塚	隼 人
	同	村 田	康 成
	同	高 橋	直 子
	同	小松崎	敏 紀

## 自衛官の処遇等の改善及び退職自衛官の再就職促進に関する意見書

近年、世界各地で紛争が絶えず、不安定な国際情勢が続いている。東アジアにおいても例外ではなく、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。

このような中、自衛官の不足は依然として深刻な状況にあり、人口減少という構造的要因や安全保障環境の変化などの外的要因により、応募者数の低迷や中途退職者数の高止まりが大きな課題となっている。

中途退職の原因について、自衛官の処遇すなわち給与等が勤務環境の特殊性や課された制約に十分見合っているとは言い難いことに加え、24時間体制下での高い拘束性、若年定年制による将来設計の難しさ、幹部自衛官に多い転勤負担などの生活・勤務環境の問題も指摘されている。特に、「士」階級をはじめとする若年層の退職は看過できない状況にあり、近年ますます複雑化・高度化する防衛任務に的確に対応し、少子高齢化の進展の中で安定的に人材を確保していくためには、現役自衛官の処遇及び生活・勤務環境の改善を着実に進めることが不可欠である。

さらに、退職後の将来に対する安心感を確保することも重要である。定年等により退職する自衛官は、厳格な規律意識、組織運営能力、高度な専門知識、危機管理能力を備えた極めて有為な人材である。これらの能力は、国や地方自治体などの行政分野はもとより、民間企業をはじめとする多様な分野において十分に発揮され得るものである。退職自衛官が、社会の中で自らの能力を円滑に活かし、引き続き国民生活の安全と社会の安定に寄与できる環境を整えることが求められている。

自衛官が将来に希望と誇りを持って職務に専念できる環境を整えることは、我が国の防衛力を安定的に維持・強化する上で極めて重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の配慮を講じるよう強く要望する。

### 記

- 1 自衛官の給与等、休日、住居、福利厚生等を含む処遇等の更なる改善を図ること。
- 2 予備自衛官等を含む自衛隊の人材確保及び人材定着を目的とした継続的かつ実効性ある施策を推進すること。
- 3 退職自衛官の円滑な再就職を促進するため、必要な制度の充実及び再就職支援体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

茨城県議会議長 舘 静 馬

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

防衛大臣

内閣官房長官

議第 8 号

台風第 6 号による農作物等の被害に対する支援を求める意見書

上記議案を別紙のとおり茨城県議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 8 年 6 月 16 日

茨城県議会議長 館 静 馬 殿

提出者 茨城県議会営業戦略農林水産委員会委員長 村 田 康 成

## 台風第6号による農作物等の被害に対する支援を求める意見書

去る6月3日に本県を通過しました台風第6号により、強風や大雨に見舞われ、農作物や農業用施設等において、被害額が約1億円に及ぶ甚大な被害が発生しました。

その中でも、農業用施設などで、多数の損壊・倒壊の被害があり、倒壊した施設内の作物の収穫や出荷が不能となっております。また、近年は中東情勢の緊迫化や円安等の影響により、生産資材や燃油価格が高騰しており、農業経営を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

被災農業者は、施設の多くを失い収入も大きく減少することが見込まれる状況のなか、今後の経営の継続に大きな不安を抱えております。農業用施設の復旧・修繕が遅れば、被災農業者の生活や農業生産のみならず、地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

つきましては、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 被災した農業用ハウス等の撤去・処分及び再建・修繕について、被災農業者の負担が生じないように、一日も早い経営再開が可能となる支援策を講ずること。
- 2 農業用資材の不足が懸念される中、今般の台風による災害のみならず今後も同様の風水害の発生がありうることを踏まえ、施設の復旧・修繕に支障を来すことがないように、資材の円滑な供給について業界団体等に働きかけを行うこと。
- 3 農業共済について、損害評価を迅速に行い、共済金が早急に支払われるよう働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日

茨城県議会議長 舘 静 馬

(提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
農林水産大臣